

令和 2 年 8 月 18 日

改定令和 7 年 9 月 25 日

京都府高等学校文化連盟
専門部用貸与 PC に関する使用規程

京都府高等学校文化連盟

京都府高等学校文化連盟会長は、各専門部役員へ必要に応じて PC を貸与することとし、その適切な使用について、以下のように規程を定める。

1 専門部用 PC 貸与の目的

各専門部役員を対象として、通常の専門部業務だけでなく、高文連関連の各種大会や専門部開催行事等における活用を目的とする。

2 貸与する PC の機種及び仕様（令和 7 年度貸与 PC）

機器：富士通 LIFEBOOK A5513/RX FMVA0F05CP

仕様：Win11Pro/15.6HD/Corei5/メモリ16GB/SSD512GB/無線LAN/スーパーマルチドライブ/マウス/

Office Home&Business2024/通常 1 年保証（引取修理+パーツ保証）

一太郎 2025 通常版、ウイルスバスターセキュリティ スタンダード 3 年 PKG

令和 8 年度以降の役員へ新規に PC を貸与する場合は、当該年度単位で高文連事務局が選定する別機種となる。

※ただし予算の関係上、新規貸与を確約することはできない。

3 インターネット回線接続

府立学校は教育行政ネットワーク（通称京都みらいネット）への接続となる。（新規接続の場合は、事務局より申請する。）

市立・私立高校は所属校のインターネット回線への接続となる。（勤務校に確認のこと。）

4 貸与期間

令和 7 年 8 月より、本連盟専門部役員が役職に就く年度末までとする。役職を継続する場合、PC の貸与も継続する。

役員交代の際、「専門部用 PC 受取・管理票」を提出の上、前役員が使用した PC を次期役員へ引き継ぐ。

なお、PC の耐用年数により、事務局より使用期限を連絡する場合がある。

5 その他（留意点）

（1）使用の範囲について

貸与 PC は、高文連事務局管理物品のため、同連盟及び専門部に関わる業務での使用に限る。

これは、専門部内のネット回線における諸会議での使用も含む。

また、貸与 PC は、基本的に外部への持ち出しを禁止するが、各種大会や専門部開催行事等の会場へ持ち出して使用することを認める。その際、損傷や紛失することがないように留意すること。

（2）PC の管理について

PC は専門部役員所属校にて管理する。また、必要なアプリをダウンロードする場合は、事前に事務局へ連絡する。個人的使用や不適切な使用が認められた場合、返却を要求することがある。

PC 受取り時に「専門部用 PC 受取・管理票」に署名の上、使用者を限定する。第三者への又貸しはできない。

（3）故障・損傷・紛失について

貸与 PC が故障した場合、速やかに事務局へ連絡する。通常使用による故障については責任を問わず、事務局預かりにて修理し、再び貸与を継続する。

故意または過失による損傷や紛失をした場合、所属する専門部会長へ報告した後、高文連会長宛に損傷・紛失について報告書を書面作成し提出すること。

修理可能な損傷の場合、専門部活動費にて専門部が責任を持って修理する。この場合は貸与を継続できるが、修理不可能な損傷や紛失の場合、事務局より別の PC を貸与はしない。

なお、故意または重大な過失による場合は、地方自治法第 243 条 2 に準じて当事者個人へ、損害賠償請求することがある。